

中断証明書の送付とご利用時のお手続きのご案内

いつも格別のご愛顧を賜りお礼申し上げます。

このたびは、お客さまのお申し出により中断証明書を発行させていただきましたので、ここにご送付申し上げます。

お客さまが将来、本制度をご利用いただく際のお手続きをご案内申し上げますので、新たにご契約をされる際にご活用ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。

なお、新たにご契約をされる際には、引き続き弊社の自動車保険をご用命いただきますようお願いいたします。

中断証明書を
ご利用され
新たにご契約を
いただく際の
**条件と
ご注意**

- 1 保険期間（ご契約期間）の初日が中断日の翌日から10年以内であること。
- 2 新たなご契約内容について次の条件を満たしていること。

	お車の用途・車種	記名被保険者	ご契約のお車の所有者
国内特則	中断したご契約と同一の用途・車種であることが条件です（車両入替処理が可能な用途・車種を含みます）。（注1）	次のいずれかにあたる方が条件です。（注2） ・中断したご契約の記名被保険者 ・中断したご契約の記名被保険者の配偶者（内縁の方を含みます） ・中断したご契約の記名被保険者またはその配偶者（内縁の方を含みます）の同居の親族	次のいずれかにあたる方が条件です。 ・中断したご契約のお車の所有者 ・中断したご契約の記名被保険者 ・中断したご契約の記名被保険者の配偶者（内縁の方を含みます） ・中断したご契約の記名被保険者またはその配偶者（内縁の方を含みます）の同居の親族
妊娠特則	中断したご契約と同一の用途・車種であり、かつ、二輪自動車または原動機付自転車であることが条件です。	中断したご契約の記名被保険者と同一であることが条件です。	所有権留保条項付売買契約によるご契約のお車の買主およびリース契約により借り入れたご契約のお車の借主はご契約のお車の所有者とみなします。

（注1）個人タクシーをご契約のお車としてご契約されていた方が、事業の譲渡・廃業に伴い中断証明書の発行を受け、その後新たに自家用8車種（※）のお車をご購入された場合を含みます。

（※）自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）

（注2）中断日以降に、中断したご契約の記名被保険者にあたる方が、個人から法人、もしくは法人から個人へ事業継承された場合についても、一定の条件を満たす場合に本制度の適用が可能となります。詳細につきましては、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。

- 3 国内特則の中断証明書の場合、お車を新たに取得された日（注）から **1年以内** に中断証明書を用いて自動車保険をご契約いただく必要があります。※1年を超えると本制度は適用できなくなりますので、ご注意ください。

（注）下記「中断証明書をご利用され新たにご契約をいただく際の提出書類」で ② の場合は「車両入替日」を、③ の場合は「自動車検査証の有効期間の開始日」を、④ の場合は「自動車検査証の再登録日」を「新たに取得された日」とみなします。

※1 新たなご契約のお車が構内専用車である場合には、本制度は適用できません。

※2 中断したご契約の「中断証明書」により新たに自動車保険をご契約された後は、中断したご契約の「中断証明書」（再発行された場合等も含みます）はすべての効力を失います。

中断証明書を
ご利用され
新たにご契約を
いただく際に
適用される
等級および
事故有係数適用期間

平成25年10月1日以降に中断証明書をご利用され新たにご契約をいただく場合、7～20等級および「無事故」「事故有」区分による割増引率が適用されます。「事故有」の割増引率を適用する期間（保険期間の初日における残り年数）を事故有係数適用期間といい、0年の場合は「無事故」の割増引率が適用されます。事故有係数適用期間は0年から6年の整数年となります。

新たにご契約いただく自動車保険には、中断証明書の「次契約等級」欄に記載された等級および事故有係数適用期間が右表のとおり適用されます。（注）

新契約の保険期間の初日	適用等級	事故有係数適用期間
1.平成24年9月30日以前	表示のとおり	適用されません
2.平成24年10月1日～平成25年9月30日		0年
3.平成25年10月1日～		表示のとおり

（注）中断したご契約に「長期優良契約割引」の適用がある場合でも、新たにご契約いただく自動車保険には「長期優良契約割引」を適用することはできません。

中断証明書を
ご利用され
新たにご契約を
いただく際の
**ご提出
書類**

- 1 中断証明書
- 2 下記のいずれかの資料

国内特則	① 新たに自動車を取得された場合	新規取得自動車であることが確認できる公的資料（自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書等 以下同様）のコピー
	② ご契約のお車の入替による「はき出された自動車」の場合	公的資料のコピー ※ただし、はき出される前のご契約の保険証券等で車両所有者や記名被保険者が確認できる場合は、保険証券のコピー等でも可能です。
	③ 中断前の自動車が「車検切れ」で再車検を受けた同一自動車の場合	再車検後の自動車検査証のコピー
	④ 中断前の自動車が「一時使用停止の抹消登録」の場合で、再登録した同一自動車の場合	再登録後の自動車検査証のコピー
（注）個人タクシーをご契約のお車としてご契約されていた方が、事業の譲渡・廃業に伴い中断証明書の発行を受け、その後新たに自家用8車種のお車をご購入された場合は、次のいずれかの書類も必要となります。 ・個人タクシー事業の譲渡の場合……一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡を証明する「許可証」のコピー ・個人タクシー事業の廃業の場合……一般乗用旅客自動車運送事業の「事業廃止届出書」のコピー（国土交通省各運輸支局の受付印のあるものに限ります。）		
妊娠特則	中断前契約と中断後契約のご契約の二輪自動車・原動機付自転車が異なる場合	公的資料（自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書等）のコピー （注）中断されたご契約と同一のお車の場合、自動車検査証等のご提出は不要です。

●契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL: 03-5424-0101 (大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

自動車保険契約中断証明書

請求日 平成 24年11月20日
発行日 平成 24年11月28日

133-0002

東京都 江戸川区 谷河内 2丁目 14-11

株式会社 大八商会
代表取締役 小宮山 敬仁 様

ご契約者 03-3679-1688
ご契約者携帯 090-XXXX-XXXX

Table with insurance details including policy number, vehicle type (self-use light truck), registration number (5041), and accident history (0 accidents).

Text box containing instructions and notes regarding the insurance cancellation certificate, including details about policy renewal and accident reporting.

1) 中断前の契約の保険期間の切日が平成24年10月1日以後の場合は「1等級ダウン事故」、平成24年9月30日以前の日は「特約すえおき事故」となります。
2) 中断前の契約の保険期間の切日が平成24年9月30日以前の日は「1等級ダウン事故」、平成24年9月30日以前の日は「特約すえおき事故」となります。

あいおいエッセイ同和損害保険株式会社
取締役社長 鈴木 久仁
本社 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号

取扱店 東京東支店 江戸川第一支社
(32-95) 富 03-3653-5561
代理店・扱者株式会社えびす
(AVXS)
営業所 社員 富03-5879-3679
自動車証券部・技部
整理係 CGM4-000194-000194